

電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しについて

令和2年度税制改正において、電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業に係る法人事業税の課税方式が見直されました。

これにより、電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業に係る法人事業税の額は資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人は、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算によって、それ以外の法人は、収入割額及び所得割額の合算額によることとなります。

また、法人事業税の見直しに伴い、特別法人事業税の基準法人収入割額についても税率が改正されました。

【改正後】法人事業税の税率等

区 分	課税標準	税 率
		令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
下記以外の法人 (収入割・所得割の合算額)	収入金額	0.75 / 100
	所得金額	1.85 / 100
資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人 (収入割・付加価値割・資本割の合算額)	収入金額	0.75 / 100
	付加価値額	0.37 / 100
	資本金等の額	0.15 / 100

【改正後】特別法人事業税の税率

区 分	課税標準	税 率
		令和2年4月1日以後 に開始する事業年度
収入金額課税（小売電気事業及び発電事業）	基準法人収入割額	40 / 100

※基準法人収入割額とは、法人の事業税（収入割）の税額をいいます。

法人事業税の事業区分と課税方式

税制改正後の法人事業税の事業区分及び課税方式は以下のとおりとなります。

条文	事業区分	課税方式
地方税法 第72条の2 第1項	第1号	第2号、第3号に掲げる事業以外の事業 所得割額 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く)の場合は所得割額・付加価値割額・資本割額)
	第2号	電気供給業(第3号に掲げる事業を除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入割額
	第3号	電気供給業 (<u>小売電気事業等、発電事業等</u>) <u>収入割額・所得割額</u> (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く)の場合は、 <u>収入割額・付加価値割額・資本割額</u>)

※下線部は今回改正部分

所得計算に関する経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下「最初事業年度」といいます。)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、新方式により当該事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、当該事業に係る所得を法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなされます。(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項)

したがって、本改正以前の当該事業に係る繰越欠損金を控除することが可能ですが、過去事業年度における発電又は小売電気事業の繰越欠損金の計算の根拠となる資料を添付していただくようお願いします。

申告様式

電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業を行う法人は、新しい申告様式による申告が必要になります。

- ・確定申告書・・・【改正前】第6号様式 → 【改正後】[第6号様式\(その2\)](#)
- ・予定申告書・・・【改正前】第6号の3様式 → 【改正後】[第6号の3様式\(その2\)](#)

また、小売電気事業又は発電事業と併せてその他の事業を行う場合は、申告書別表(第6号様式別表5(所得金額に関する計算書)、第6号様式別表9(欠損金額等及び災害損失金の控除明細書)等の様式は、事業区分ごとに作成・提出してください。

法人名	* 整理番号				* 事務区分				* 管理番号				事業区分	
	法人番号	令和 年度	令和 年	月	日	令和 年	月	日	令和 年	月	日			
所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)														

第六号様式別表五 (提出用)

※該当する事業区分を選択してください。

改正後の申請・届出様式は、ホームページ(トップ>くらし>税金>様式ダウンロード>法人三税)に掲載していますので、ご活用ください。

お問い合わせ先

- 東部県民センター 法人課税課 電話 0852-32-5621
- 西部県民センター 法人・軽油課税課 電話 0855-29-5519
- 島根県総務部税務課 課税グループ 電話 0852-22-5892